

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

改正 昭和58年11月26日教育委員会規則第17号 昭和62年3月28日教育委員会規則第7号
平成元年3月15日教育委員会規則第6号 平成13年3月30日教育委員会規則第6号
平成17年6月24日教育委員会規則第19号 平成18年12月13日教育委員会規則第26号
平成23年4月15日教育委員会規則第27号 平成24年3月28日教育委員会規則第21号
平成26年8月26日教育委員会規則第20号 令和5年3月20日教育委員会規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区立図書館条例（昭和57年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）第6条に基づく杉並区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年教委規則26号・24年21号〕

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な杉並区立図書館（以下「図書館」という。）の運営に資するため、図書館の経営評価その他の図書館政策について、杉並区立中央図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

全部改正〔平成18年教委規則26号〕

(館長の責務)

第3条 館長は、前条の諮問の答申、意見及び提言を尊重し、図書館運営に反映させるよう努めなければならない。

追加〔平成18年教委規則26号〕

(委員)

第4条 条例第7条第1号に規定する委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 学校教育の関係者 2人
- (2) 杉並区内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）の関係者 1人
- (3) 杉並区社会教育委員 1人
- (4) 区内大学図書館の関係者 1人
- (5) 図書館利用者団体の関係者 1人

2 杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第7条第4号に規定する委員を公募するものとする。

全部改正〔平成24年教委規則21号〕、一部改正〔令和5年教委規則27号〕

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

一部改正〔平成18年教委規則26号〕

(会議の招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

一部改正〔平成18年教委規則26号〕

(定足数及び議決)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席をもつて成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

一部改正〔平成18年教委規則26号〕

(委員の解嘱)

第8条 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、任期中であつてもその委嘱を解くことができる。

一部改正〔平成18年教委規則26号〕

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、館長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

追加〔平成18年教委規則26号〕

(部会)

第9条の2 協議会に、図書館の運営その他の専門的事項について審議するため、部会を置くことができる。

追加〔平成26年教委規則20号〕

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、杉並区立中央図書館において行う。

一部改正〔平成18年教委規則26号〕

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

一部改正〔平成18年教委規則26号〕

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年11月26日教委規則第17号)

1 この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都杉並区立図書館協議会規則第9条の規定に基づき定められた事項については、この規則による改正後の東京都杉並区立図書館協議会規則の規定により定められたものとする。

附 則 (昭和62年3月28日教委規則第7号)

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月15日教委規則第6号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日教委規則第19号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日教委規則第26号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月15日教委規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区立図書館協議会規則の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱する委員について適用する。

附 則 (平成24年3月28日教委規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月26日教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日教委規則第27号)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在職する杉並区立図書館協議会の委員については、なお従前の例による。